

定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告

令和7年 8 月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査の方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 補助金交付執行事務調査	1
	(2) 基金の現況について	2
	(3) 公表	3

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計に関する事務の執行状況並びに事業の進捗状況について

2 監査期間

令和7年7月1日（火）、7月2日（水）の2日間

3 監査項目

（1）補助金交付執行事務調査

（令和6年度予算計上額300万円以上のもの：令和7年6月末時点）

（2）基金の現況について

（令和6年度の状況：財政調整基金、減債基金は除く）

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

（1）補助金交付執行事務調査

ア 監査結果

・令和6年度予算計上された300万円以上の補助金について、補助金交付の根拠となる要綱又は事業実施要綱等が定められているか、交付申請、交付決定等が適切に行われているかについて聴取した。

単位：円

担当課	補助金事業件数	備考
学びの町推進課	1	
地域みらい課	11	町民課引継分含む
産業支援課	15	
学びのまち総務課	1	
医療福祉政策課	10	
合 計	38	

- ・交付申請書、交付決定通知書、概算払い等については適切に処理されていた。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・今後も事業実施要綱等に基づき、交付事務の適正化を図っていただきたい。

(2) 基金の現況について

ア 監査結果

- ・財政調整基金、減債基金を除く各基金について、目的、積立状況、活用状況等について聴取し、基金設置の必要性等を調査した。

単位：円

区 分		基金数	令和6年度末基金高	備 考
特定目的 基 金	一般会計	13	2,248,376,466	
	特別会計	2	271,717,447	
定 額 運 用 基 金		6	348,702,000	
合 計		21	2,868,795,913	

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・（定）高額療養費貸付基金（町民課）

旧瑞穂町、石見町から引き継いで合併時に設置されているが、平成22年以降利用者がいないため、令和5年度に600万円から300万円に減額されている。限度額適応認定の適用が受けられない等の場合、必要性があるとは思われるが、今後の動向を注視し、さらなる減額も検討されたい。

- ・（定）文化、芸術振興基金（学びのまち推進課）

旧瑞穂町から引き継いで合併時に設置されているが、殆ど活用されていない。少額の基金であり、今後、文化・芸術的行事等があれば、優先的に支出

することとし、当面行事計画がなければ廃止を検討されたい。

- ・（定）奨学基金（学びのまち総務課）

基金総額に対して令和6年度末の貸付総額の割合が低調である。

ニーズはあると思われるので、一層の制度の周知を図るとともに減額も検討されたい。

- ・（定）フィンランド共和国交流派遣貸付基金（学びのまち推進課）

平成29年度に設置され、翌年以降利用がない。関係する学校に周知を図るとともに、特定の国にとらわれない基金のあり方も検討していただきたい。

（3）公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、監査委員からの指摘、指示事項、意見については該当する担当課（機関）の業務に限らず、職員ひとり一人が町全体の業務に認識を持ち、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- （1）法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- （2）町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- （3）機関の意思決定がされていなかったもの
- （4）経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行なった事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。